

実用新案制度ワーキンググループ報告書（案）について

1．経緯

実用新案制度については、平成5年にライフサイクルの短い技術等の早期登録を可能とする制度とするために抜本改正を行って以来、10年が経過している。その間、実用新案登録出願件数は漸減傾向にあり、平成14年には年間8千件強となっている。このような状況を踏まえ、改めて実用新案制度の意義や在り方を見直す必要性が指摘されていた。一方、実用新案制度と同様の技術的思想を保護する特許制度では審査順番待ち期間が長期化の状況にあるが、実用新案制度の魅力が向上することにより、特許出願の一部が実用新案登録出願に移行することで、特許審査の負担が軽減され、その迅速化に資することも期待された。このため、本年7月に産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会の下に実用新案制度ワーキンググループを設置し、実用新案制度の現代的意義や在り方を問い直すとともに、具体的にいかなる制度改正が必要となるか検討を行ってきた。その成果が、12月2日に行われた第5回ワーキンググループにおいて報告書（案）として取りまとめられた（現在、意見募集〔パブリックコメント〕中（平成16年1月7日まで））。

2．報告書（案）の概要

（1）実用新案制度の在り方

特許審査順番待ち期間が約24月である現在、早期実施が必要な技術の保護という要請は存在し、また、減少傾向にあるとはいえ、実用新案制度が有効として引き続きこれを利用したいとの要望が根強いことも勘案すると、実用新案制度は存続すべきである。他方、現行の実用新案制度が使いづらいものとなっているとの批判にかんがみると、実用新案制度の魅力を向上させるための改正を行うことが適当である。

（2）権利付与対象

現在の実用新案制度における権利付与対象は、物品の形状、構造又は組合せに係る考案に限られている。これについては、プログラムや物質等、物品の形態的要件を満たしていない技術についても、実用新案権による保護を実現すべきとの意見もあったが、ソフトウェア技術であっても物品に化体した形で記述すれば実用新案権で保護できる場合もあること、物質等については早期保護の

必要性が乏しいこと、プログラムや物質等を実用新案制度の権利付与対象とすることに対する弊害について強い懸念があることを考慮すると、現時点において権利付与対象については現行の要件を維持することが適当である。

(3) 存続期間

出願人の要請及び国際調和の観点から、実用新案権の存続期間を延長し、現行の出願から6年を出願から10年とすることが適当である。

(4) 特許制度との調整

現在の制度においては、実用新案登録出願は、その短い係属期間中は特許出願への変更が可能であるが、登録後は特許出願へ変更することができない。権利化後に新たな特許出願が係属することは第三者の監視負担を増大することとなるが、当初から特許出願としていた場合と比較すると、その監視負担が過大となるとは認められないことから、実用新案登録後であっても、技術動向の変化に対応して特許出願したいという出願人の要請を考慮し、実用新案登録に基づく特許出願制度を導入することが適当である。また、その導入の際には、以下のような措置を講ずることが必要である。

実用新案登録に基づく特許出願及びその基礎とされた実用新案権の関係

実用新案登録に基づく特許出願を行うためには、基礎とした実用新案権を特許出願と同時に放棄することを条件とすることが適切である。

出願からの期間による時期的制限

実用新案登録に基づく特許出願の可能な期間は、実用新案登録出願から3年以内とすることが適切である。

評価請求又は無効審判請求に伴う実用新案登録に基づく特許出願の制限

実用新案登録に基づく特許出願は出願人又は権利者による評価請求前に限るべきである。他方、他人による評価請求又は無効審判請求以後は、評価請求又は無効審判請求から一定期間経過後まで、実用新案登録に基づく特許出願を可能とすべきである。

(5) 権利範囲の訂正

現行制度においては、権利範囲の訂正は請求項の削除のみ認められている。出願人の要望を考慮すると、訂正の許容範囲については拡大することが適当である。ただし、無審査登録制度であることによる第三者負担の増大に配慮し、実用新案登録請求の範囲の減縮等の訂正については、時期及び回数の制限を設ける必要がある。具体的には、権利登録の日から、最初の評価請求に対する評価書の謄本の送達後一定期間を経過した日又は最初の無効審判の請求書の副本の送達後一定期間を経過した日の早い方までに制限し、かつ全期間を通じて1回のみ認めることとすることが適当である。

(6) 料金改定

存続期間の延長に伴う登録料の改定については、出願時に納付する第1年～第3年の登録料を軽減するように配慮することが適当である。

(7) その他

情報提供制度の拡充

現行制度においては、実用新案技術評価の対象である刊行物公知以外の情報を提供することができない。実用新案登録について、刊行物公知以外の無効理由の情報も提供可能とすることが適切である。

評価書の的確性及び分かり易さの向上

先行技術調査について一層の努力を今後も維持し、考案の新規性・進歩性についての的確に評価することにより、実用新案権をめぐる無用な紛争が生じる事態を未然に防止するよう努めることが適切である。また、評価請求を行う際に、請求人が意見を付すことができるようにすべきである。加えて、評価書において、特許審査の拒絶理由通知（或いは、国際予備審査報告）と同様の、新規性・進歩性についての判断（審査官の論理（ロジック））を記載するようにすべきである。

無審査登録制度である実用新案制度の周知

実用新案制度の内容について周知を図るよう努めることが必要である。